

林野火災注意報・林野火災警報の発令について

湖北地域消防本部

全国各地で林野火災が多発していることを受け、林野火災予防上注意を要する気象条件となった場合に「林野火災注意報」、危険な気象条件となった場合に「林野火災警報」を発令します。

注意報発令中は、たき火等の屋外での火の使用を控えてください。また、警報発令中は、屋外での火の使用は禁止となります。

◎林野火災注意報の発令基準

1又は2のいずれかで発令となります。

1. 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下
2. 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、乾燥注意報が発表された場合

◎林野火災警報の発令基準

林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合



◎発令対象区域（火気使用制限区域）

森林又は森林の周囲1kmの範囲内の土地

◎発令期間

毎年11月から翌年3月まで



◎火の使用制限となる事項（火災予防条例第29条）

1. 山林、原野等において火入れをしないこと。
2. 煙火を消費しないこと。
3. 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
4. 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
5. 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて管理者が指定した区域内において喫煙をしないこと。
6. 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

たき火等に該当する（例）



問い合わせ先 湖北地域消防本部 予防課
TEL：0749-62-5194